

お客さま各位

平塚信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）における  
適格請求書（インボイス）の発行について

当金庫では、令和5年10月1日より開始するインボイス制度（適格請求書等保存方式）における適格請求書（インボイス）の発行につきまして、下記のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点、各種お取扱いにかかるお問い合わせにつきましては、お手数をおかけしますが、お取扱店までお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 領収書が発行されるお取引につきましては、領収書を適格請求書（インボイス）としてご利用いただけます。
2. 領収書が発行されない次のお取引を含む適格請求書（インボイス）については、店頭にて別途発行させていただきますので、お通帳及びお届け出印をご持参のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

なお、継続的な発行を希望される場合は、定例発行（① 郵送扱いのみ ② 6ヶ月、12ヶ月周期を選択）をご利用いただけますので、併せてお問い合わせください。

【領収書が発行されないお取引】

- ① インターネットバンキング（アンサー、資金移動サービスを含む）にかかる基本手数料及び振込手数料
- ② 定額自動送金にかかる手数料
- ③ 残高証明書継続発行にかかる発行手数料
- ④ 貸金庫使用料
- ⑤ 両替機専用カード利用料
- ⑥ 夜間金庫利用料
- ⑦ でんさいネット手数料
- ⑧ その他、領収書が発行されないもの

※ ATMにかかる利用手数料及び振込手数料におきましては、適格請求書（インボイス）の交付義務が免除されるため発行いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入控除を受けることが可能となります。

※ 一部、単独発行となる手数料がございます。詳細につきましては、お取扱店までお問い合わせください。